

8 社会参加

障害者タクシー利用券交付事業



1級、2級

○対象者

市内に住所を有する身体障害者手帳所持者のうち、次の障害に該当する者

視覚障害1・2級、下肢障害1・2級、体幹障害1・2級、上肢障害1級、内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全）1・2級（2級は、肝臓・ヒト免疫不全に限る）、上肢障害2級かつ下肢障害3級、上肢障害2級かつ体幹障害3級

○内容

1枚600円、（寝台・リフト・スロープ付き時間制運賃タクシーを利用した場合は1枚700円）のタクシー利用券を年間36枚交付。

○届出窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、または次の支所……豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条

○お持ちいただくもの

身体障害者手帳

○注意事項

1回の乗車について、2枚（寝台・リフト・スロープ付きで時間制運賃タクシーは4枚）まで使用できます。手帳提示による料金の1割引との併用ができます。（一部会社は割引不可）タクシー運賃の割引→P 42 をご覧ください。

身体障害者用自動車改造費用助成事業



○対象者

1 本人運転装置の改造

市内に居住し、自らが所有し運転する自動車の運転装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者で、身体障害者手帳の交付を受けている者（所得制限あり）

2 介護装置の改造

市内に居住し、自らもしくはその同一生計の介護者が所有し、介護者が運転する自動車に、介護装置を装備し改造することにより本人の社会参加または介護者の負担軽減が見込まれる者で、特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している者

○内容

*本人運転装置の改造	補助率	10分の9以内	} いずれも1人あたり100,000円以内
*介護装置の改造	補助率	10分の10以内	

○届出窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、または次の支所……豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条

○お持ちいただくもの

交付申請書、身体障害者手帳、運転免許証またはマイナ免許証（読み取りができるスマートフォンをお持ちください）、改造費の見積書、自動車検査証（新規購入の場合は、購入後）、税務情報の閲覧に関する同意書、申請者名義の預金通帳

○注意事項

福祉車両の新規購入後または改造実施後の申請は対象になりません。
条件により対象とならない場合があります。

車椅子用補助器具の貸付

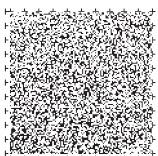


○対象者

障害者の社会参加の促進に関する事業を行う、市内の個人又は法人、その他団体

○内容

・車椅子用補助器具の貸付を行います。（原則1週間）



- ・器具の種類
車椅子けん引装置（車椅子に取付ける装具で「人力車」の様に使用できるもの）
車椅子用携帯スロープ（1.5m用又は2m用）

○利用方法

- ・問合せ窓口 障害福祉課
- ・お持ちいただくもの
借受申込書（ホームページからダウンロード出来ます。）
運転免許証の写しその他借受希望者の身分を証する書類

運転免許取得費助成事業



○対象者

- ・市内に住所を有する者
- ・予備適性検査に合格した者
- ・前年の所得税額が、75,000円以下の世帯に属する者
- ・聴覚・平衡機能障害（4級以上）又は音声・言語・そしゃく機能障害又は肢体不自由（身体障害に応じた補助手段を要する者）である身体障害者

○内容

1件 100,000円以内

○届出窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、または次の支所…豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条

○お持ちいただくもの

交付申請書、身体障害者手帳、予備適性検査結果通知書、税務情報の閲覧に関する同意書、申請者名義の預金通帳

○注意事項

免許取得後の申請は対象になりません。申請した年度内に免許を取得してください。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業



○対象者

手話通訳者……市内に居住する聴覚障害者、音声・言語機能に障害がある者（身体障害者手帳所持者）
要約筆記者……市内に居住する聴覚障害者（身体障害者手帳所持者）

○内容

日常生活及び社会生活を送る上でコミュニケーション支援が必要な場合に手話通訳者、要約筆記者（手書き又はパソコン）を派遣します。
※派遣料は無料（ただし、手話通訳者等に係る入場料等の費用は、利用者の負担となります。）

○申請窓口

長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」 長野市大字鶴賀276-10
TEL 229-5557 FAX 229-5558
ホームページアドレス <https://deaf-n-n.jimdofree.com/>

○注意事項

派遣範囲がありますので、事前に「デフネットながの」へ相談してください。

盲ろう者通訳・介助員派遣事業



○対象者

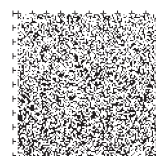
長野県内に居住する重度の盲ろう者（身体障害者手帳の視覚障害及び聴覚障害の重複による障害の程度【総合等級】が、1級又は2級）の方

○内容

医療機関や官公庁への外出や、日常生活でコミュニケーションの支援（手紙の代読や電話の介助など）が必要な場合に利用できます。
ただし、営業活動や宗教活動、通勤や通所など通年かつ長期に渡る場合は利用できません。

○問い合わせ先

長野県聴覚障がい者情報センター 長野市下駒沢586 TEL 295-3530
FAX 295-3567



○注意事項

- ・事前に利用者登録の必要があり、原則1週間前までに派遣の申し込みをしていただきます。
- ・通訳・介助中の交通費や施設入場料等は、利用者が通訳・介助者の分も含めて負担します。

補助犬助成事業

身

○対象者

長野県の補助犬給付要綱により、補助犬の給付対象になった者（長野県内に1年以上居住する18歳以上の視覚障害者1級、肢体不自由者1級又は2級、聴覚障害者2級又は3級の手帳所持者など）

○内容

- ・歩行等訓練を受ける場合の、本人及び付添人の往復交通費
- ・補助犬の飼育費 月額3,000円

○届出窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室

○お持ちいただくもの

支給申請書、身体障害者手帳、本人名義の預金口座がわかるもの、身体障害者補助犬給付候補者決定通知書又は身体障害者補助犬給付決定通知書の写し

リフト付きバス運行事業

身

○対象者

市内に住所を有する、車いすを使用しなければ移動が困難な身体障害者を構成員に含む団体またはグループが利用する場合（営利を目的とする団体等が主催または共催する場合を除く）で、身体障害者手帳の程度が、下肢または体幹の機能障害3級以上の車いす使用者が2人以上いる場合

○内容

- ・バスの運行範囲は、原則として長野県内
- ・利用時間 午前8時30分から午後5時
- ・利用料 無料（但し、有料道路及び有料駐車場料金は利用者負担）

○届出窓口

障害福祉課

○団体登録

利用する場合はあらかじめ団体登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。

○必要書類

リフト付きバス利用申込書

○申請期限

申請を希望する場合は、お問い合わせください。

○乗車人員

車いす4人、その他7人

駐車禁止規制の適用除外

身

知

A1、A2

精

1級

○対象者

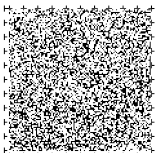
身体障害者手帳（※障害の種別・等級により異なります）
療育手帳（A1、A2） 精神障害者保健福祉手帳（1級）

○内容

歩行の困難な障害者に対して駐車禁止除外標章が交付されます。（人に対する交付）

○届出窓口

長野中央警察署 …TEL 244-0110 長野南警察署 …TEL 292-0110
手続きに必要な書類等、詳しくは警察署へお問い合わせください。



○対象者

身体障害者手帳（１級～６級 ※障害の種別により異なります）、療育手帳（Ａ１、Ａ２）、精神障害者保健福祉手帳（１級）、発達障害者（歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者）、難病患者（特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、長野県特定疾病医療受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者）、高齢者（介護保険の要介護状態区分が要介護１以上の者）、妊産婦（母子健康手帳所有者 産後は２歳未満の子どもを同伴する場合に限る）、その他けが人または病気等の者（けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者）

○内容

歩行が困難な障害者等に対して「障がい者等用駐車場利用証」が交付されます。

○申請窓口

- ・利用証の新規、更新、再交付をご希望の方
次の窓口で届出ができますので、ご利用ください。

部署名等	対象者	電話
障害福祉課（第二庁舎１Ｆ）	身体・知的・精神・発達障害者・難病患者	026-224-5030
長野市保健所健康課	精神障害者・難病患者	026-226-9965
	妊産婦・小児慢性特定疾病医療受給者	026-226-9963
市役所 健康課窓口 （第一庁舎２Ｆ） （国保・高齢者医療課内）	妊産婦	026-226-4911 （内線2867）
保健センター	妊産婦	59ページ参照
介護保険課（第二庁舎１Ｆ）	高齢者	026-224-7991
福祉政策課 篠ノ井分室 （篠ノ井支所内）	身体・知的・精神障害者	026-292-2596
篠ノ井支所 介護保険課窓口	高齢者	026-293-6070

- ・その他に関すること
県地域福祉課
問合せ専用電話（TEL 026-232-7114 FAX 026-235-7172）

ヘルプマーク・ヘルプカード

身

知

精

難

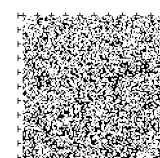
○ヘルプマーク配布対象者

義足や人工関節を使用している方、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、内部障害、難病の方、妊娠初期の方などであって、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方。

配布場所

長野市

部署名等	対象者	電話
障害福祉課（第二庁舎１Ｆ）	身体・知的・精神・発達障害・内部障害者・難病患者	026-224-5030
長野市保健所健康課	精神障害者・難病患者	026-226-9965
	妊娠初期の方	026-226-9963
市役所 健康課窓口 （第一庁舎２Ｆ） （国保・高齢者医療課内）	妊娠初期の方	026-226-4911 （内線2867）
福祉政策課 篠ノ井分室 （篠ノ井支所内）	身体・知的・精神・発達障害・内部障害者・難病患者	026-292-2596



県機関

部署名等	対象者	電話
県庁 健康福祉部障がい者支援課	義足や人工関節を使用している方・身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・内部障害・難病の方・妊娠初期の方などであって、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方	026-235-7108
長野県保健福祉事務所 福祉課		026-225-9085
長野県保健福祉事務所 健康づくり支援課		026-225-9045
長野県精神保健福祉センター		026-227-1810
長野県立総合リハビリテーションセンター		026-232-0111

○ヘルプカード配布対象者

障害などがあり、周囲から手助けが必要な方

・使用用法

希望する方は県ホームページからダウンロードして、必要事項を書き込み、ご使用ください。

ヘルプカードダウンロード先

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/helpmark/helpcardgaiyo.html>

○問い合わせ先

長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係

TEL 026-235-7105 (直通) FAX 026-234-2369

E-mail fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp

障害者ライブラリー（市立長野図書館）



視覚

○対象者

- ・視覚障害のある方で、長野市に居住・通学・通勤する方
- ・長野県北信地域に居住する視覚障害のある方

○内容

- ・点字図書・録音図書（カセットテープ・デージー※）を2週間・10冊まで郵送で貸出します。
※デージー：デジタル録音された音声による図書
- ・対面朗読を行っています。
- ・長野図書館だより「魯桃桜（ろとうざくら）」と子ども読書ニュース「ふれあい」等を録音した「声の魯桃桜」をお送りしています。
- ・インターネットで長野図書館の点字図書・録音図書の検索ができます。

ホームページアドレス <http://library.nagano-ngn.ed.jp/>

○利用方法

●初めて借りる時は

- ・登録の手続きをしてください。（電話も可）
- ・長野図書館の新刊案内をデージーにしたものを郵送しますので、その中から希望する図書を選んでください。

●借りたい図書が決まったら

長野図書館まで電話してください。

TEL 026-235-7700（点字・録音図書担当） TEL 026-232-3558（代表）

●図書を返す時は

宛名カードを裏返すと長野図書館宛てになりますので、お近くのポストへ投函してください（郵送無料）。

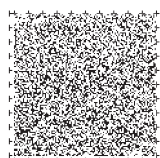
●ご希望の図書がないときは

- ・貸出中のときは、予約できます。
- ・リクエストしていただければ、他の図書館の蔵書を取り寄せ、貸出します。

○アクセシブルライブラリー（視覚障害者専用電子図書館サービス）

- スマートフォンやタブレット等を使って、音声自動読み上げ機能により、電子書籍を無料で提供するサービスです。
- 利用を希望される方は、障害者ライブラリーへお問い合わせください。

TEL 026-235-7700



9 医療費

自立支援医療（更生医療）

身

○対象者

身体障害者手帳を交付された18歳以上の者で、県立総合リハビリテーションセンター内更生相談室により、あらかじめ手術等により障害が軽減されると判断された者

○内容

障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、日常生活の便宜を図るための医療の給付を行います。

○対象となる医療の例

肢体不自由	関節拘縮、関節強直	→ 関節授動術、関節形成術、人工関節置換術
	まひ障害	→ 理学療法・作業療法
	痙性まひ	→ 神経遮断術、切腱術
	脊椎変形	→ 脊椎手術
	義肢・装具適応	→ 切断端形成術
視覚障害	角膜混濁	→ 角膜移植術
	白内障	→ 水晶体摘出術
	網膜剥離	→ 網膜剥離手術
	瞳孔閉鎖	→ 虹彩切除術
聴覚障害	外耳性難聴	→ 形成術
	鼓膜穿孔	→ 穿孔閉鎖術
	高度難聴	→ 人工内耳術
	補聴器適応	→ 外耳・外耳道形成術
言語機能障害	唇顎口蓋裂による言語機能障害	→ 歯科矯正
	外傷性、手術後生じた発音機能障害	→ 形成術、人工喉頭
心臓機能障害	先天性疾患	→ 弁口・心室心房中隔に対する手術
	後天性疾患	→ ペースメーカー埋込術、冠動脈バイパス術
腎臓機能障害	腎臓機能全廃	→ 人工透析、腎移植術、抗免疫療法
肝臓機能障害	肝機能全廃	→ 肝移植術、抗免疫療法
小腸機能障害	小腸機能全廃	→ 中心静脈栄養法
免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルス感染	→ 抗HIV療法

○届出窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、または豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条の各支所

○お持ちいただくもの

身体障害者手帳、更生医療意見書（指定医療機関の医師によるもの）、健康保険証（または資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータル画面（氏名、生年月日、保険証情報）を印刷した書類のいずれか）、本人の非課税収入（年金等）の確認書類（年金証書や振込通知書のコピー）、個人番号確認書類

○注意事項

- ・診断・手術等を行う医療機関は指定されていますので、あらかじめご相談ください。世帯の課税状況に応じて費用の一部負担があります。
- ・利用にあたっては、医療を開始する前に必ず申請を行ってください。

自立支援医療（精神通院）

精

○対象者

通院により医療を受けている精神に障害のある方

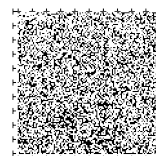
○内容

精神通院医療費の本人負担が原則1割になります。

世帯の状況や、疾患の状態により本人負担の上限額が決められます。

申請いただいた書類は精神医療審査会（長野県精神保健福祉センター）にて判定します。

判定によっては対象にならない場合があります。



○申請窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町支所、中条支所

○必要書類

- ・自立支援医療用申請書※
 - ・自立支援医療用診断書※（原則として2年に1度の提出になります・あらかじめ、指定自立支援医療機関の医師に記入いただき、ご持参ください。）
 - ・健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータル画面（氏名、生年月日、保険証情報）を印刷した書類のいずれか
 - ・個人番号及び税務情報の閲覧に関する同意書※
 - ・本人の非課税収入（年金等）の確認書類（年金証書や振込通知書のコピー）
 - ・個人番号確認書類
- ※のついている書類は上記申請窓口にあります。

○注意事項

- ・1年に1度の更新手続きが必要になります。（期間終了日3ヶ月前から手続きすることができます。）
- ・精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、お持ちいただく書類が変わりますので、事前に上記窓口までお問い合わせください。

自立支援医療（育成医療）

身

18歳未満の児童については、更生医療の給付と同様の内容により、障害者総合支援法の育成医療が適用されます。

利用にあたっては、医療を開始する前に必ず申請を行ってください。

○申請窓口

長野市保健所健康課 TEL 026-226-9963 長野市若里6丁目6-1

福祉医療費給付金（障害者・児福祉医療費給付事業）

身

知

精

○対象者

障害者（児）※1 （70歳未満）	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1、A2、B1、 特別児童扶養手当1・2級
	身体障害者手帳5級、療育手帳B2で所得税非課税世帯
	精神障害者保健福祉手帳1・2級：通院医療費のみ （本人及び同一世帯の方の所得が所得制限以内の方） ただし、18歳以下の障害児は、所得制限がありません。
65歳以上 重度障害者	国民年金法施行令別表該当者 身体障害者手帳1～3級、4級の一部※2、療育手帳A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害基礎年金等1・2級など

※2 音声・言語・そしゃく・免疫・下肢（一部）

※1 「障害児」の資格は20歳到達までです。20歳以降の「障害者」資格については改めて申請が必要です。

○内容

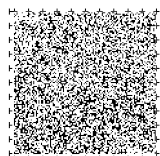
- ・対象となる障害者・児が医療機関等（薬局を含む）で支払った保険診療の自己負担分を助成します。
- ・加入健康保険の付加給付、高額療養費がある場合は、その額を差し引きます。
- ・1レセプトにつき受給者負担金500円を差し引きます。
- ・18歳年度末までの障害児については、現物給付となります。また保険診療の医療費の窓口負担はありません。

○届出窓口

福祉政策課、または各支所 福祉政策課福祉医療担当 TEL 224-7829

○お持ちいただくもの

- ・資格取得条件にかかわる手帳または証書
- ・対象者の健康保険情報がわかるもの（マイナ保険証、資格確認書など）
- ・本人名義（本人が20歳未満の場合は、保護者名義）の普通預金通帳



- ・個人番号確認書類
- ・本人確認書類

○注意事項

- ・県内の医療機関等を受診する時は、必ず「福祉医療費受給者証」を会計窓口に提示してください。
 - ・県外の医療機関等を受診した時は、届出窓口にて支給申請が必要です。受診した月を含めて6か月以内に、領収書を添えてお手続きください。6か月を超えた場合は申請をお受けできませんのでご注意ください。
- 県内の医療機関等でも、支給申請が必要となる場合があります。詳しくは福祉政策課までお問い合わせください。

後期高齢者医療



○対象者

65～75歳未満の方で、一定以上の障害の状態にある次の方

- ・身体障害者手帳1級～3級及び4級の一部
- ・療育手帳A（知的障害者）
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ・障害年金証書1・2級
- ・その他これに準ずる方

75歳以上の方は、すべて後期高齢者医療の対象となります。

○届出窓口

国保・高齢者医療課、または各支所 国保・高齢者医療課高齢者医療担当 TEL 224-8767

○必要書類等（資格取得の際）

- ・申請書
- ・障害の状態がわかるもの（障害者手帳など）

○注意事項

資格取得日は、窓口で障害認定を申請した日以降の任意の日からとなります。（申請日より前に遡及して資格取得はできません。）また、資格取得は本人の申請（任意加入）によるものです。

産科医療補償制度



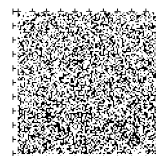
お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)			補償内容
①	2015年1月1日～2021年12月31日 までに出生したお子様の場合	2022年1月1日 以降に出生したお子様の場合	総額 3,000万円
	在胎週数が <u>32週以上</u> で出生体重が <u>1,400g以上</u> または 在胎週数が <u>28週以上</u> で所定の要件を満たすこと	在胎週数が <u>28週以上</u> であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

○窓口

公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637
受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）
産科医療補償制度ホームページ <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>



10 減免・割引等

旅客鉄道運賃の割引

身

知

精

○対象者

身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳所持者

○手続きについて

各駅の乗車券販売窓口で手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に第一種または第二種の記載のあるもの）を提示し、口頭または申込書をもって割引乗車券を購入してください。
また、乗降に伴う改札の際にも手帳の提示が必要です。

○注意事項

各事業者により対象者・割引条件・対応券種等が異なりますので、詳しくは乗車券販売窓口でご確認ください。

バス運賃の割引

身

知

精

○対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者

○内容

運賃の支払方法	割引率
現金・ 障害者用KURURUカード	50%
定期券	30%

○注意事項

- ・手帳を運転手に提示し割引料金の支払いをします。
- ・障害者用KURURUカードは、くるる取扱窓口で手帳を提示し購入できます。
- ・小児障害者用定期券は割引がありません。

タクシー運賃の割引

身

知

精

○対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者

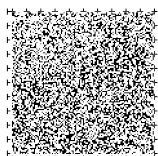
※精神障害者保健福祉手帳所持者の方については、市内で未実施の事業所もあります。ご乗車の際、お尋ねください。

○内容

乗務員に手帳を提示すると、タクシー運賃が10%割引になる場合があります。

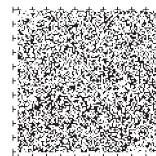
○注意事項

詳しくは、タクシー会社へお問い合わせください。



有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引

身 知



音声コード Uni-Voice

○対象者

①障害者ご本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けられている方のみが対象になります。

②障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けられている方のうち、**重度の障害**^(注)をお持ちの方が対象になります。(身体障害者手帳の交付を受けられている方のうち、重度の障害をお持ちの方は、障害者ご本人で運転される場合も対象になります。)

(注) 重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲となっております。

○割引金額

通常料金の半額を割引きます。

本割引の適用を受ける場合、重複して適用されない割引がありますので、ご注意ください。

○申請窓口

- ・オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>
(ETCをご利用の場合のみ。マイナンバーカードが必要です。)
- ・障害福祉課、または福祉政策課篠ノ井分室、または下記の支所
豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条

○お持ちいただくもの

書 類 名	手続き内容						必要なケース
	事前申請において 自動車を 登録する場合			事前申請において 自動車を 登録しない場合			
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	
障害者ご本人の手帳	○	○	○	○	○	○	常に必要
手帳に自動車登録番号又は車両 番号の記載を受けられようとする 自動車の自動車検査証等（注1）	○	○	○	×	×	×	自動車を登録する場合
割賦契約書又はリース契約書	○	○	○	×	×	×	割賦契約又は長期リースにより自動車を 利用されている場合
ETCカード（注5）	○	○ （注2）	×	×	×	×	ETC無線通行（ノンストップ走行）され る場合
ETC車載器セットアップ申込書・ 証明書等（注6）	○	○ （注3）	×	×	×	×	ETC無線通行（ノンストップ走行）され る場合
運転免許証又はマイナ免許証（注7）	○	×	×	○	×	×	障害者ご本人が運転される場合

(注1) 「所有者の氏名又は名称」の記録がない電子車検証の場合、電子機器等により車検証情報を確認します

(注2) カード名義、番号を変更する場合のみ (注3) 車載器を変更する場合のみ

(注4) 前回申請時から変更しない場合のみ

(注5) 未成年の重度障害者の方がご本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつご本人の運転による本割引の適用を受けない場合は、親権者又は法定後見人(家庭裁判所が選任した未成年後見人等)名義のものも対象になります

(注6) ETC車載器の管理番号が確認できるものをお持ちください

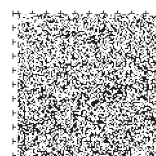
(注7) マイナポータルまたはマイナ免許証読み取りアプリで読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面(スクリーンショットまたは印刷も可)を提示

○割引有効期間

割引有効期間は、新規申請及び変更申請においては、申請した日からその後の2回目の誕生日までとなります。また、更新申請(有効期限2ヶ月前から有効期限前日までの申請)においては、申請した日からその後の3回目の誕生日までが割引有効期間となります(最長2年2ヶ月間)。

○お問い合わせ先

- ・オンライン申請及びETC無線通行申請について
有料道路ETC割引登録係 045-477-1233(平日9:00~17:00)
- ・制度内容について
中日本高速道路株式会社 0120-922-229
NEXCO中日本お客さまセンター 052-223-0333(上記の番号がご利用できない場合)



音声コード Uni-Voice

10
減免・割引等

航空旅客運賃の割引



○対象者

身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳所持者

○手続

航空券販売窓口で身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
割引運賃は、事業者または路線によって異なります。詳しくは、航空会社へお問い合わせください。

NHK 放送受信料の免除に係る証明



次に該当する場合、受信料が全額または半額免除になります。

全額免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所有している方が世帯に含まれ、かつ、世帯全員の市町村民税が非課税の場合
半額免除	世帯主が身体障害者手帳を所有する視覚、聴覚障害者で契約者 世帯主が身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所有する重度障害者で契約者 * 重度障害者とは、身体障害者手帳の総合級が1級または2級、療育手帳A1、精神保健福祉手帳1級の方

○申請窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、または次の支所…豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条

○お持ちいただくもの

障害者手帳、印鑑

○注意事項

長野市長の証明が必要になります。

NHK長野放送局 TEL 291-5207 FAX 291-5206

長野ケーブルテレビ（INC）利用料の減免に係る証明



※【INC光】サービスは半額免除の対象外です。

次に該当する場合、利用料が半額免除になります（免除対象にならないサービスもあります）。

半額免除	1 世帯主が身体障害者手帳を所持する視覚、聴覚障害者で契約者
	2 世帯主が身体障害者手帳を所持する障害の程度が1、2級の肢体不自由者、または1級の内部障害者で契約者

○申請窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、または次の支所…豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条

○お持ちいただくもの

身体障害者手帳、印鑑

○注意事項

【INC光】サービスは対象外です。

長野市の証明が必要になります。

INC長野ケーブルテレビ TEL 233-1713 FAX 233-3015

avis ケーブルインターネット利用料の減免に係る証明

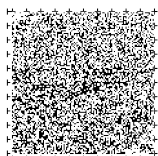


次に該当する場合、月額利用料（INCケーブルインターネットエントリープランを除く）が減額になります。

1	契約者が身体障害者手帳を所持する視覚、聴覚障害者
2	契約者が身体障害者手帳を所持する障害の程度が1、2級の肢体不自由者、または1級の内部障害者

○申請窓口

障害福祉課、福祉政策課篠ノ井分室、または次の支所…豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条



○お持ちいただくもの

身体障害者手帳、印鑑

○注意事項

長野市長の証明が必要になります。

株式会社電算 インターネットサービス部 TEL 0120-55-1475 (通話料無料)

FAX 219-2619

各社携帯電話の割引



携帯電話の料金が割引になる場合があります。割引の詳細内容については、携帯電話各社までお問い合わせください。

緊急速報メール

気象庁の発表する緊急地震速報、津波警報および国・地方公共団体の発表する災害・避難情報を特定エリアの携帯電話に一斉配信する携帯電話会社のサービスです。サービスの詳しい内容については、携帯電話各社までお問い合わせください。

市有施設の入園料等の減免



○対象者

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

○内容

市有施設の入園料等を減免します。(減免率は施設により異なります)

○対象となる施設

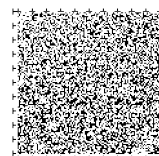
種類	施設名	種類	施設名
教育・文化	生涯学習センター	スポーツ・レクリエーション	長野運動公園弓道場
	市立博物館		真島総合スポーツアリーナ (ホワイティング)
	市立博物館プラネタリウム		南長野運動公園総合球技場
	戸隠地質化石博物館		南長野運動公園体育館
	鬼無里ふるさと資料館		南長野運動公園テニスコート
	信州新町美術館・有島生馬記念館・信州新町化石博物館		南長野運動公園プール
	旧横田家住宅		南長野運動公園野球場
	真田宝物館		戸隠スキー場
	文武学校		北部スポーツ・レクリエーションパーク管理棟
	真田邸		北部スポーツ・レクリエーションパーク屋内運動場
	象山記念館		北部スポーツ・レクリエーションパーク運動広場
	長野市芸術館		北部スポーツ・レクリエーションパークマレットゴルフ場
	東部文化ホール		北部スポーツ・レクリエーションパークアクションスポーツ広場
スポーツ・レクリエーション	サンマリーンながの	観光・暮らし	ながのこども館 (ながノビ!)
	サンマリーンながの屋内運動場		湯湯温泉利用施設 (湯〜ぱれあ)
	篠ノ井村山健康スポーツセンター		奥裾花自然園
	屋外市民プール (4施設)		勤労青少年ホーム (中部・北部・南部)
	千曲川リバーフロントスポーツガーデン		中高年齢労働者福祉センター (サンライフ長野)
	茶臼山マレットゴルフ場		茶臼山動物園
	テニスコート (有料13施設)		信州不動温泉さざり荘
	長野運動公園 総合市民プール		大岡温泉
	長野運動公園 テニスコート		やきもち家
	長野運動公園総合運動場体育館		戸隠牧場
	長野運動公園陸上競技場	保健・福祉	老人憩の家

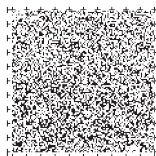
○手続

入場、利用の際に施設の窓口到手帳を提示してください。

詳しくは各施設へお問い合わせください。

10
減免・割引等





音声コード Uni-Voice

家庭ごみ処理手数料の減免

○対象者

市内に住所を有し、「紙おむつの常時使用者」又は「在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者」で、以下のいずれかに該当する方

- ・介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方

※施設入所等により紙おむつ等を「家庭ごみとして集積所に出さない場合」は対象となりません。(施設によっては、家庭ごみとしてごみ集積所に排出できる施設もありますので、入所時にご確認ください)

※「紙おむつ」は、リハビリパンツ、尿採パッド等を含みますが、外出時のみ使用する等、一時的に使用する場合は対象となりません。

※「在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者」とは、医療廃棄物を1年間に可燃ごみ(大) 30ℓ指定袋で、概ね20枚程度を家庭ごみとしてごみ集積所に出す人が目安となります。

○内容

家庭ごみ処理手数料の減免策として、「可燃ごみ指定袋」を無料交付します。

○交付枚数

申請に基づき交付します。(初回時のみ申請が必要です)

対象者	年間交付枚数 (A又はB)	
	A 30ℓ	B 20ℓ
紙おむつの常時使用者	60枚	90枚
在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者	20枚	30枚

※年度途中で申請される場合は、申請月によって交付枚数が異なります。

※初回時は窓口で交付します。以降は年度末に翌年度分をご自宅に配送します。

※変更申請は、随時受付しますが翌年度分からの変更となります。

○申請窓口

生活環境課、各支所

○必要書類

- ・申請書
- ・介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳のうち所持するもの全て
- ・紙おむつ又は在宅医療用具の使用が確認できるもの
紙おむつの使用が確認できるもの……領収書・レシート(申請日以前6ヵ月以内のもの)
在宅医療用具の使用が確認できるもの…医療機関等の公的な証明書
- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの…運転免許証等

○注意事項

※長期入院や施設入所等により、対象者が要件に該当しなくなった場合には、生活環境課(TEL 224-5035)までご連絡ください。なお、交付した指定袋の未使用分については、返還していただくことがあります。

○問い合わせ先

生活環境課 TEL 224-5035

保育料の軽減

○対象者

3歳未満児で、父母の市町村民税所得割課税額の合計が77,100円以下で在宅障害児(者)と同居の世帯

○内容

保育料が軽減されます。

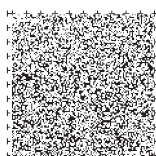
○届出

保育所等の申込時に身体障害者手帳等の写しを添付してください。

※写しの提出が年度途中の場合、提出日の属する月の翌月から変更となります。

○問い合わせ先

保育・幼稚園課 TEL 224-8031



音声コード Uni-Voice